

豊田都市計画 大林地区計画の変更 (豊田市決定)

都市計画大林地区計画を次のように変更する。

名称		大林地区計画
位置		豊田市大林町10丁目、12丁目、13丁目及び14丁目の各一部
面積		約8.8ha
地区計画の目標		当地区は、本市中心部より南約4.5kmに位置し、愛知環状鉄道三河豊田駅周辺の商業地に隣接し、都市計画道路豊田今本線沿いに発達した路線型商業地である。また、土地区画整理事業による基盤整備と共に商業復興整備計画による商店街の活性化のための事業が行われた。 本計画では、住宅地と共存した魅力ある路線型商店街の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺住宅の住環境に配慮しながら、地域に親しまれる近隣商店街としての商業機能の推進を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区における道路・公園等の公共施設は、土地区画整理事業により整備されているので、この機能が損なわれないように維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺住宅の住環境に配慮しながら、地域に親しまれる近隣商店街としての商業機能の増進を図るために、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限を行う。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 2 床面積の合計が50㎡を超える倉庫（建築物に附属するものを除く。） 3 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの（作業場の床面積の合計が150㎡を超えない自動車修理工場を除く。） 4 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（と）項第4号に掲げるもの
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から都市計画道路豊田今本線までの距離（以下「後退距離」という。）は1m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。 1 物置、車庫で、軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12㎡以内のもの 2 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの
	建築物等の形態又は意匠の制限	色彩については街並み景観に配慮し、商店街にふさわしくかつ周辺との調和のとれたものとする。

「区域は、計画図表示のとおり。」

理由

都市計画道路の名称変更に伴い、地区計画を変更するものである。